

令和3年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手続が必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和3年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、令和3年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和3年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和3年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	—
非課税世帯（第1子）	110,100円	48,500円	48,500円
非課税世帯（第2子）	141,700円		

申請時期・方法

別紙のとおり

給付予定時期

令和3年9月～11月頃

申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・期日までに書類提出できない場合、支給決定できませんので、提出期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和3年1月1日現在海外在住等で課税証明書を提出できない場合は、給付の対象とはなりません。

問合せ先

兵庫県教育委員会事務局 財務課 学校経理・整備班 078-341-7711（内線5636）

高校生等奨学給付金の申請手続きについて

通常分・県外学校

申請用紙は、兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページから取得してください

【提出書類】

○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

申請区分	書類区分	非課税世帯				備考
		生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制定時制通信制	全日制定時制	専攻科	
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1-1)	○ (様式1-1)	○ (様式1-1)	○ (様式1-3)	表裏両面あります 消せない筆記具で記入してください
2	生業扶助(高等学校等就学費) 受給証明書	○ (様式2)	—	—	—	福祉事務所に発行を依頼してください ※7月1日以降に発行されたもの(7月1日現在の受給が確認できるもの) ※福祉事務所の所定の証明書で代用可
3	令和3年度 課税・非課税証明書	—	○	○	○	6月中旬頃以降市区町村で発行されます 令和3年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 「高等学校等就学支学金」の申請で使用した証明書のコピー可 保護者等全員分(控除対象配偶者も含む)が必要です
4	生徒本人の健康保険証の写し	—	○	○	○	健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください
5	兄弟姉妹の健康保険証の写し	—	—	—	—	健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください
6	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	—	△	—	兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
7	在学証明書	○ (様式3-1)	○ (様式3-1)	○ (様式3-1)	○ (様式3-1)	令和3年7月1日以降に発行されたもの 学校指定様式を使用する場合は様式3の内容が確認できるもの
8	個人対象要件証明書	—	—	—	○ (様式3-2)	令和3年7月1日以降に発行されたもの
9	扶養申立書	—	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	健康保険証の写しで申請者と生徒の扶養関係が確認できない場合 国民健康保険に加入されている方
10	世帯全員の住民票記載事項証明書	○	○	○	○	令和3年7月1日以降に発行されたもの
11	委任状・校長代理受領にかかる口座の申告書	△ (様式7.8)	△ (様式7.8)	△ (様式7.8)	△ (様式7.8)	学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との相殺を希望する場合

※上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 令和3年8月27日(金)

期限を厳守してください。新型コロナウイルス感染症等の影響により書類提出が遅れる場合は、ご相談ください。

【提出・連絡先】 兵庫県教育委員会事務局財務課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL078-362-3882